

報道機関配付資料 安城市

件名 安城市は夫婦等の新生活を応援します！

令和6年5月28日

「令和6年度安城市結婚新生活支援補助金」の申請受付を開始し、これから夫婦やパートナーシップ（夫婦等）として新生活をスタートさせる世帯を対象に、結婚等に伴う新生活に係る費用の支援を行います。

記

1 対象世帯（主な要件）

- ・令和6年1月1日以降に婚姻届等※¹を提出した世帯
- ・夫婦等ともに婚姻届等を提出した日における年齢が39歳以下の世帯
- ・夫婦等の所得を合算した額が500万円未満の世帯 など

2 対象費用※²

- ・結婚等に伴う住宅の取得費用
- ・結婚等に伴う住宅のリフォーム費用
- ・結婚等に伴う住宅の家賃、敷金、礼金、共益費および仲介手数料
- ・結婚等に伴う引越費用

3 補助上限額

- ・夫婦等ともに婚姻届等を提出した日における年齢が29歳以下の世帯 1世帯あたり60万円
- ・上記以外の世帯 1世帯あたり30万円

4 申請期間

令和6年6月1日（土）～令和7年3月31日（月）

※1 婚姻届またはパートナーシップ宣誓届

※2 令和6年4月1日～令和7年3月31日に支払った費用が対象

問い合わせ 安城市 企画政策課

電話（直通） 0566-71-2285



安城市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



安城市LINE
公式アカウント
友だち募集中

安城市は 夫婦^{※1}の新生活を 応援します!

令和6年度 安城市 結婚新生活支援補助金

リフォーム



引越し



住宅取得



家賃等



補助金額

夫婦等^{※1}ともに **39**^{※2}歳以下なら!

1世帯
あたり

最大

30万円

さらに➡

夫婦等^{※1}ともに **29**^{※2}歳以下なら!

1世帯
あたり

最大

60万円

対象世帯(主な要件) >>

- 令和6年1月1日以降に婚姻届等^{※3}を提出した世帯
- 夫婦等ともに婚姻届等を提出した日における年齢が39歳以下の世帯
- 夫婦等の所得を合算した額が500万円未満の世帯など

対象費用 >> ※令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払った費用が対象

- 結婚等に伴う住宅の取得費用
- 結婚等に伴う住宅のリフォーム費用
- 結婚等に伴う住宅の家賃、敷金、礼金、共益費、および仲介手数料
- 結婚等に伴う引越費用

申請期間 >> 令和6年6月1日(土)～令和7年3月31日(月)

※予算が上限に達した時点で、受付を終了する場合があります

対象世帯について、詳しくは裏面のフローチャートをチェック!!

※1 夫婦またはパートナーシップの関係にある方 ※2 婚姻届等の提出日における年齢 ※3 婚姻届またはパートナーシップ宣誓届



対象世帯フローチャート



START

婚姻届またはパートナーシップ宣誓届の提出日は、
令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間ですか。

いいえ



婚姻届等の提出日における年齢※は、**夫婦等ともに39歳以下**ですか。
※年齢計算に関する法律第2項および民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されます

いいえ



令和5年中(令和5年1月1日から令和5年12月31日まで)における**夫婦等の所得を合算した金額は、500万円未満**ですか。
(貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦等の所得を合算した金額から年間返済額を控除できます)

いいえ



以下すべてに該当しますか。

- 申請対象の住宅が安城市内にあり、申請時において夫婦等ともに住民票の住所が申請対象の住宅と同じです
- 夫婦等の一方が、過去に本補助金(類似する他の市町村等の補助金を含む)の交付を受けていません
- 夫婦等ともに市税を滞納していません
- 夫婦等ともに申請日以後も安城市内に住み続ける意思があります

いいえ



対象となる可能性があります！

申請を希望する方は、安城市HPをご参照のうえ、窓口申請または電子申請で必要書類をご提出ください。



安城市HPはこちら



原則対象となりません

申請・
問合せ先

安城市 企画部 企画政策課 プロジェクト推進室

TEL 0566-71-2285

E-mail kikaku@city.anjo.lg.jp